

議 案 参 考 資 料

令和 6 年 9 月 定例会

(目 次)

○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第 5 4 号議案関係）	（ 1 ）
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 5 5 号議案関係）	（ 2 ）
○指定管理者候補者一覧（第 5 6 号議案～第 5 9 号議案関係）	（ 3 ）
○指定管理者候補者の選定結果（第 5 6 号議案～第 5 9 号議案関係）	（ 4 ）
○大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第 5 6 号議案～第 5 9 号議案関係）	（ 6 ）
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧（第 6 0 号議案～第 6 6 号議案関係）	（ 7 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立福重小学校校舎改築建築工事）（第 6 0 号議案関係）	（ 9 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立福重小学校校舎改築設備工事）（第 6 1 号議案関係）	（ 1 0 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立福重小学校校舎改築電気工事）（第 6 2 号議案関係）	（ 1 1 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事）（第 6 3 号議案関係）	（ 1 2 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事）（第 6 4 号議案関係）	（ 1 3 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事）（第 6 5 号議案関係）	（ 1 4 ）
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校 1 棟長寿命化改良建築工事）（第 6 6 号議案関係）	（ 1 5 ）
○移動式バスケットゴールほか図面（第 6 7 号議案関係）	（ 1 6 ）
○物品等入札状況調書（第 6 7 号議案関係）	（ 1 7 ）
○市道路線の認定に関する位置図（第 6 8 号議案関係）	（ 1 8 ）
○公用車の交通事故について（第 6 9 号議案関係）	（ 2 2 ）

○工事請負契約の変更について（報告第14号関係）	（24）
○市営住宅の家賃の支払に係る訴えの提起について（報告第15号関係）	（25）

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第5条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注1の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。	(療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第5条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。
(過料) 第30条 本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	(過料) 第30条 本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、救急科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、整形外科、心臓血管外科、精神科、脳神経外科、血管外科 3 略	(経営の基本) 第3条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、救急科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、整形外科、心臓血管外科、精神科、脳神経外科 3 略

指定管理者候補者一覧（第 5 6 号議案～第 5 9 号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
5 6	伊勢町ふれあい館 中地区ふれあい館	1	社会福祉法人大村市社会福祉協議 会	5 年
5 7	大村市西大村地区コミュ ニティセンター	1	西大村地区コミュニティセンター 運営委員会	5 年
5 8	大村市西大村本町地区コ ミュニティセンター	1	西大村本町地区コミュニティセン ター運営委員会	5 年
5 9	大村市松並地区コミュ ニティセンター	1	松並二丁目町内会	5 年

指定管理者候補者の選定結果（第５６号議案～第５９号議案関係）

第５６号議案関係

公の施設の名称	伊勢町ふれあい館 中地区ふれあい館
指定管理者候補者	社会福祉法人大村市社会福祉協議会
指定の期間	令和７年度から令和１１年度までの５年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	112,818 千円
参考金額	112,692 千円
提案金額	112,818,000 円
適否判定	適

第５７号議案関係

公の施設の名称	大村市西大村地区コミュニティセンター
指定管理者候補者	西大村地区コミュニティセンター運営委員会
指定の期間	令和７年度から令和１１年度までの５年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	18,450 千円
参考金額	18,450 千円
提案金額	18,950,000 円
適否判定	適

第５８号議案関係

公の施設の名称	大村市西大村本町地区コミュニティセンター
指定管理者候補者	西大村本町地区コミュニティセンター運営委員会
指定の期間	令和７年度から令和１１年度までの５年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 5 9 号議案関係

公の施設の名称	大村市松並地区コミュニティセンター
指定管理者候補者	松並二丁目町内会
指定の期間	令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第５６号議案～第５９号議案関係）

第５６号議案関係

施設名	審査対象団体（申請者）	判定
伊勢町ふれあい館	社会福祉法人大村市社会福祉協議会	適
中地区ふれあい館		

委員（５人）

行政委員（１人）

民生委員・児童委員（１人）

老人クラブ連合会役員（１人）

施設利用者（２人）

第５７号議案～第５９号議案関係

施設名	審査対象団体（申請者）	判定
大村市西大村地区コミュニティセンター	西大村地区コミュニティセンター運営委員会	適
大村市西大村本町地区コミュニティセンター	西大村本町地区コミュニティセンター運営委員会	
大村市松並地区コミュニティセンター	松並二丁目町内会	

委員（５人）

社会教育委員（１人）

公民館運営審議会委員（１人）

公民館連絡協議会役員（１人）

施設利用者（２人）

大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

■中学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	西大村	屋内運動場改築建築工事	788,678,000	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		屋内運動場改築設備工事 ほか1件	75,186,100	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		令和11年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 武道場（長寿命化改修）		
2	郡	武道場大規模改造工事 （屋内）ほか3件	87,646,900	令和5年6月28日～ 令和6年2月27日ほか
		令和7年以降予定 屋内運動場（改築） 令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造）		
3	玖 島	令和6年以降予定 校舎（大規模改造） 令和9年以降予定 屋内運動場（改築） 令和14年以降予定 武道場（大規模改造）		
4	大 村	令和12年以降予定 校舎、屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修及び大規模改造） 武道場（大規模改造）		
5	萱 瀬	令和13年以降予定 屋内運動場（改築）		
6	桜が原	令和13年以降予定 校舎（長寿命化改修） 令和14年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修及び大規模改造） 武道場（大規模改造）		

■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	福 重	校舎改築建築工事	1,452,000,000	(変更前) 令和5年10月3日～ 令和6年12月10日 (変更後) 令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎改築設備工事	223,531,000	
		校舎改築電気工事	166,746,800	
		令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
2	放虎原	南校舎棟長寿命化改良建築工事	521,320,800	(変更前) 令和5年10月3日～ 令和6年11月29日 (変更後) 令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		長寿命化改良設備工事	246,539,700	(変更前) 令和5年10月3日～ 令和6年12月13日 (変更後) 令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		長寿命化改良電気工事	210,329,900	(変更前) 令和5年10月3日～ 令和6年12月13日 (変更後) 令和5年10月3日～ 令和7年1月31日

		1 棟長寿命化改良建築工事	469, 357, 900	(変更前) 令和5年12月26日～ 令和6年12月13日 (変更後) 令和5年12月26日～ 令和7年1月31日
		渡り廊下棟増築建築工事	116, 245, 800	令和6年2月8日～ 令和6年12月20日
		令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		
3	鈴 田	大規模改造工事（屋内） ほか4件	325, 894, 800	令和5年6月1日～ 令和6年3月1日 ほか
		令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		
4	旭が丘	令和 7 年以降予定 校舎、屋内運動場（長寿命化改修）		
5	三 城	令和 7 年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
6	東大村	令和 9 年以降予定 校舎（長寿命化改修） 令和10年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修）		
7	富の原	令和 9 年以降予定 校舎、屋内運動場（長寿命化改修） 令和11年以降予定 校舎の一部（大規模改造） 令和14年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		
8	中 央	令和 9 年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
9	大 村	令和11年以降予定 屋内運動場（改築） 令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造）		
10	黒 木	令和11年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎（長寿命化改修）		
11	萱 瀬	令和13年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
12	西大村	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		
13	竹 松	令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造） 屋内運動場（改築）		
14	松 原	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		
15	三 浦	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		

工事請負契約の変更について（第 6 0 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立福重小学校校舎改築建築工事
- 2 契約の相手方 伸栄・平山・瀬尾特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市荒瀬町 1 0 4 3 番地
 伸栄建設株式会社
 代表取締役 高尾 満晴
- 3 主な変更理由 工事に必要な資材の納期が遅延するとともに、当初想定していた作業人員を確保できなかったため、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	1, 452, 000, 000 円	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 6 年 12 月 10 日まで</u>
			↓
今回変更契約	同上	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 7 年 2 月 7 日まで</u>

工事請負契約の変更について（第 6 1 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立福重小学校校舎改築設備工事
- 2 契約の相手方 谷野・高瀬特定建設工事共同企業体
代表者 大村市協和町 7 7 7 番地 8
株式会社谷野電機空調
代表取締役 谷野 幸司
- 3 変 更 理 由 大村市立福重小学校校舎改築建築工事における工程の遅延に伴い、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	223, 531, 000 円	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 6 年 12 月 10 日まで</u>
今回変更契約	同上	—	 令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 7 年 2 月 7 日まで</u>

工事請負契約の変更について（第 6 2 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立福重小学校校舎改築電気工事
- 2 契約の相手方 谷野電機空調・山本電器特定建設工事共同企業体
代表者 大村市協和町 7 7 7 番地 8
株式会社谷野電機空調
代表取締役 谷野 幸司
- 3 変 更 理 由 大村市立福重小学校校舎改築建築工事における工程の遅延に伴い、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	166,746,800 円	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 6 年 12 月 10 日まで</u>
今回変更契約	同上	—	 令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 7 年 2 月 7 日まで</u>

工事請負契約の変更について（第 6 3 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 岡山建設・小森組・里脇製作所特定建設工事共同企業体
代表者 大村市杭出津 3 丁目 4 1 8 番地 1
岡山建設株式会社
代表取締役 岡山 修
- 3 変 更 理 由 大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事における工程の
遅延に伴い、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	502,700,000 円	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 6 年 11 月 29 日まで</u>
変更契約 (令和 6 年 7 月 3 日議決)	521,320,800 円	18,620,800 円	同上 
今回変更契約	同上	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 7 年 1 月 31 日まで</u>

工事請負契約の変更について（第 6 4 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事
- 2 契約の相手方 高瀬建設・谷野電機特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町 2 6 番地 1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 主な変更理由 当初想定していた作業人員を確保できなかったため、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	212,575,000 円	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 6 年 12 月 13 日まで</u>
変更契約 (令和 6 年 7 月 3 日議決)	246,539,700 円	33,964,700 円	同上 
今回変更契約	同上	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 7 年 1 月 31 日まで</u>

工事請負契約の変更について（第 6 5 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事
- 2 契約の相手方 谷野・山本電器特定建設工事共同企業体
代表者 大村市協和町 7 7 7 番地 8
株式会社谷野電機空調
代表取締役 谷野 幸司
- 3 変 更 理 由 大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事における工程の
遅延に伴い、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	200,076,800 円	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 6 年 12 月 13 日まで</u>
変更契約 (令和 6 年 7 月 3 日議決)	210,329,900 円	10,253,100 円	同上 
今回変更契約	同上	—	令和 5 年 10 月 3 日から <u>令和 7 年 1 月 31 日まで</u>

工事請負契約の変更について（第 6 6 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校 1 棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 高瀬・富永特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町 2 6 番地 1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 変 更 理 由 大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事における工程の
遅延に伴い、竣工期限を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 12 月 21 日議決)	443, 135, 000 円	—	令和 5 年 12 月 26 日から <u>令和 6 年 12 月 13 日まで</u>
変更契約 (令和 6 年 7 月 3 日議決)	469, 357, 900 円	26, 222, 900 円	同上 
今回変更契約	同上	—	令和 5 年 12 月 26 日から <u>令和 7 年 1 月 31 日まで</u>

物品等入札状況調書

入札物件 移動式バスケットゴールほか

担当課 文化振興課

入札日時・場所 令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 午前 1 1 時 市役所第 6 会議室

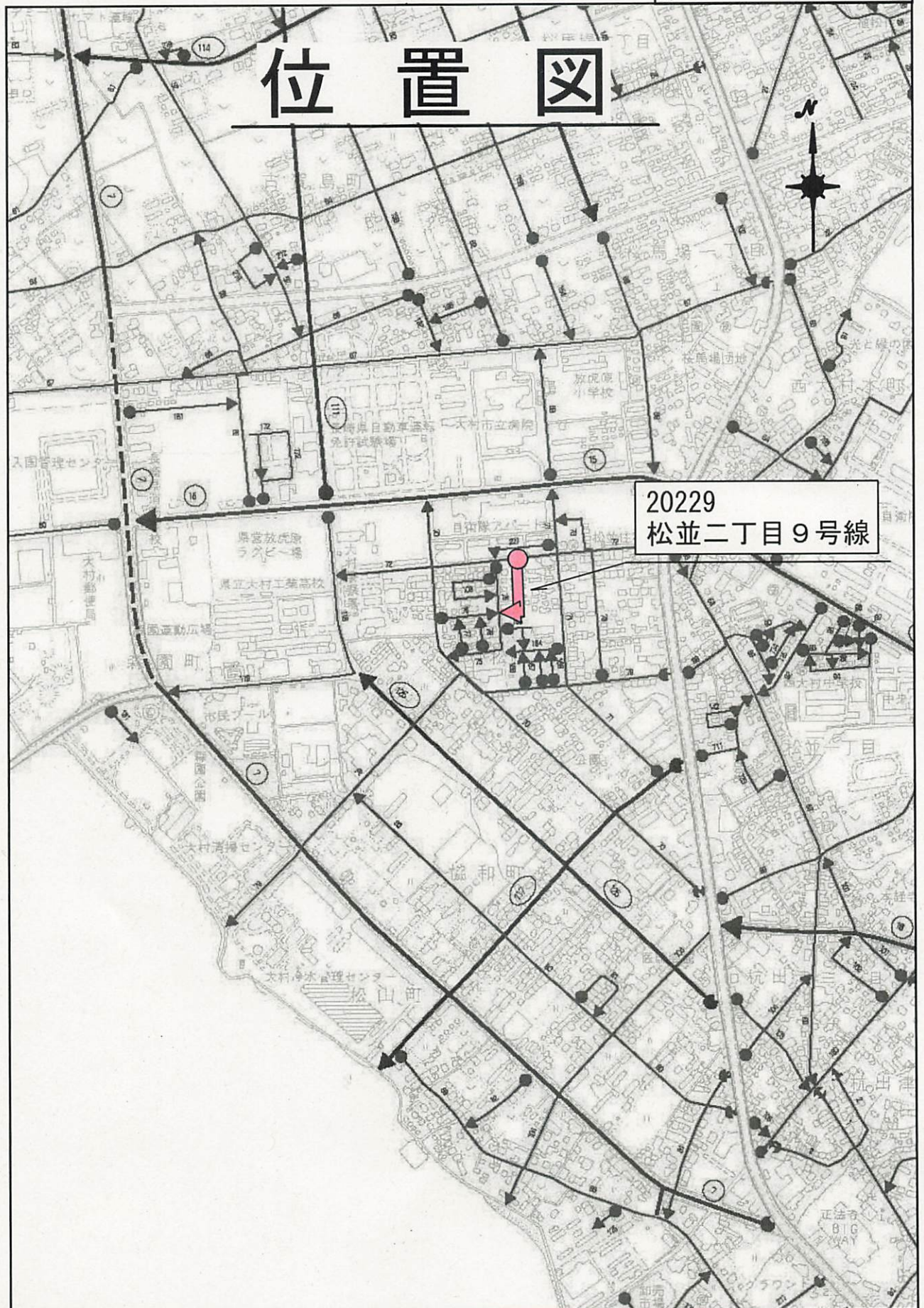
番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)		－			辞退
2	Q-bicソリューションズ(株) 大村本社	1	79,000,000			落札
3	(株)武田商事		－			辞退
4	コウフ・フィールド(株) 長崎営業所	3	85,000,000			
5	(有)松原運動具店 大村支店 マツバラスポーツ大村	4	85,300,000			
6	(株)大村学習社		－			辞退
7	(有)森教材社		－			辞退
8	(株)やすなが	2	83,000,000			
9	(株)森谷商会 大村支店		－			辞退
10	(株)シンテック	5	86,000,000			
11	(有)サンセイ	5	86,000,000			
12	CRANK		－			辞退
13	よかもん商事		－			辞退

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

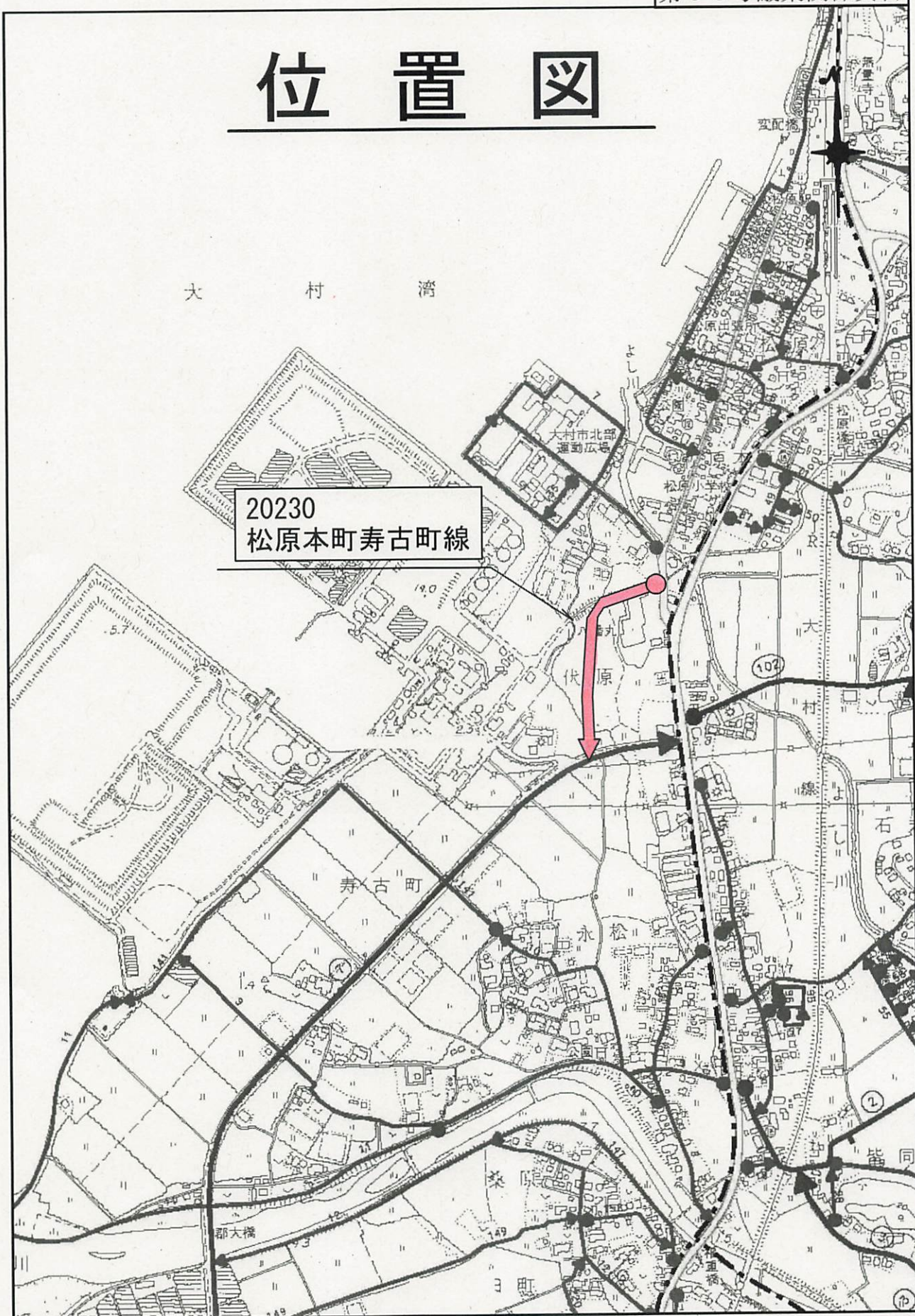
令和 6 年 7 月 3 1 日

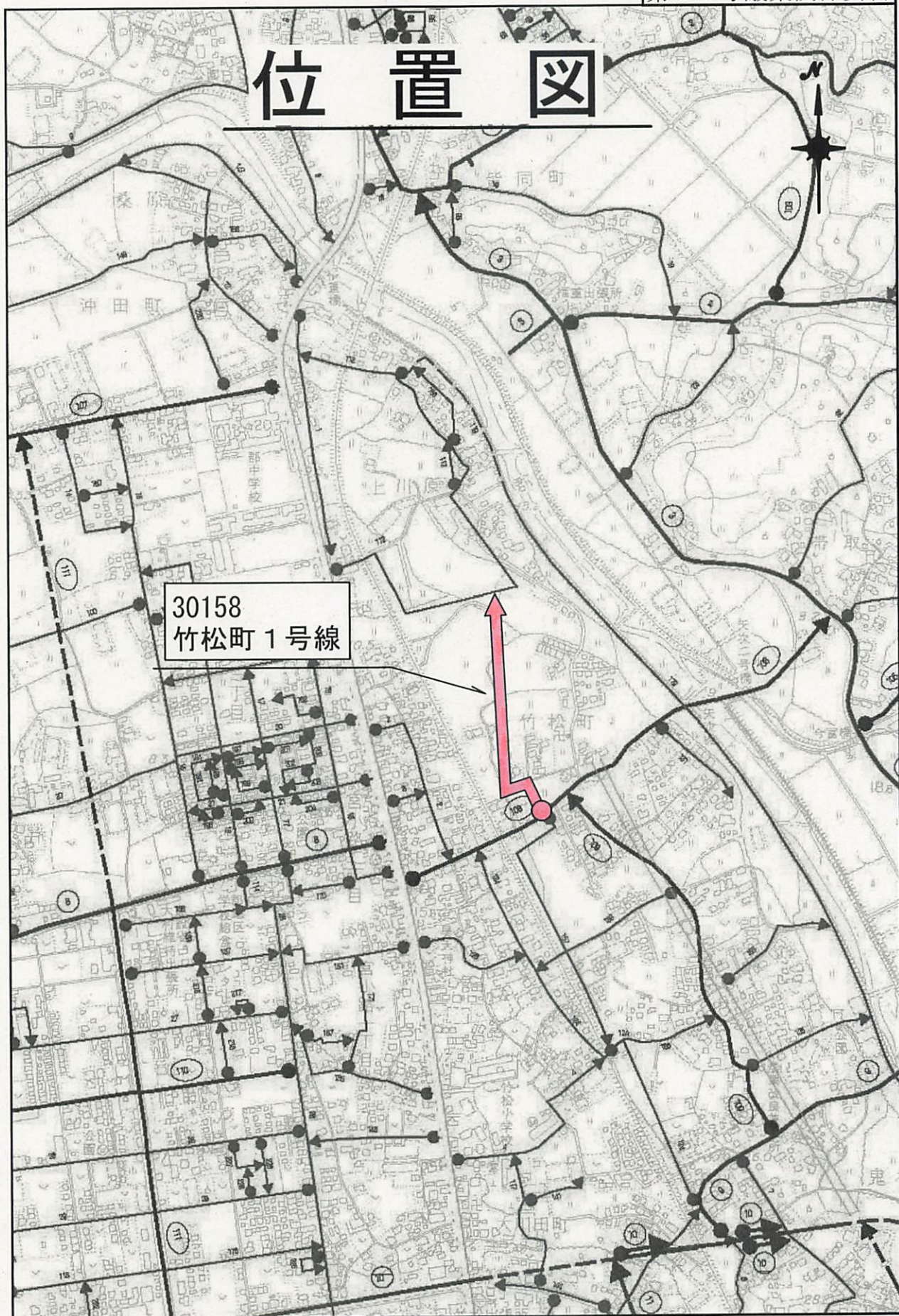
上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

大村市長 園田 裕史

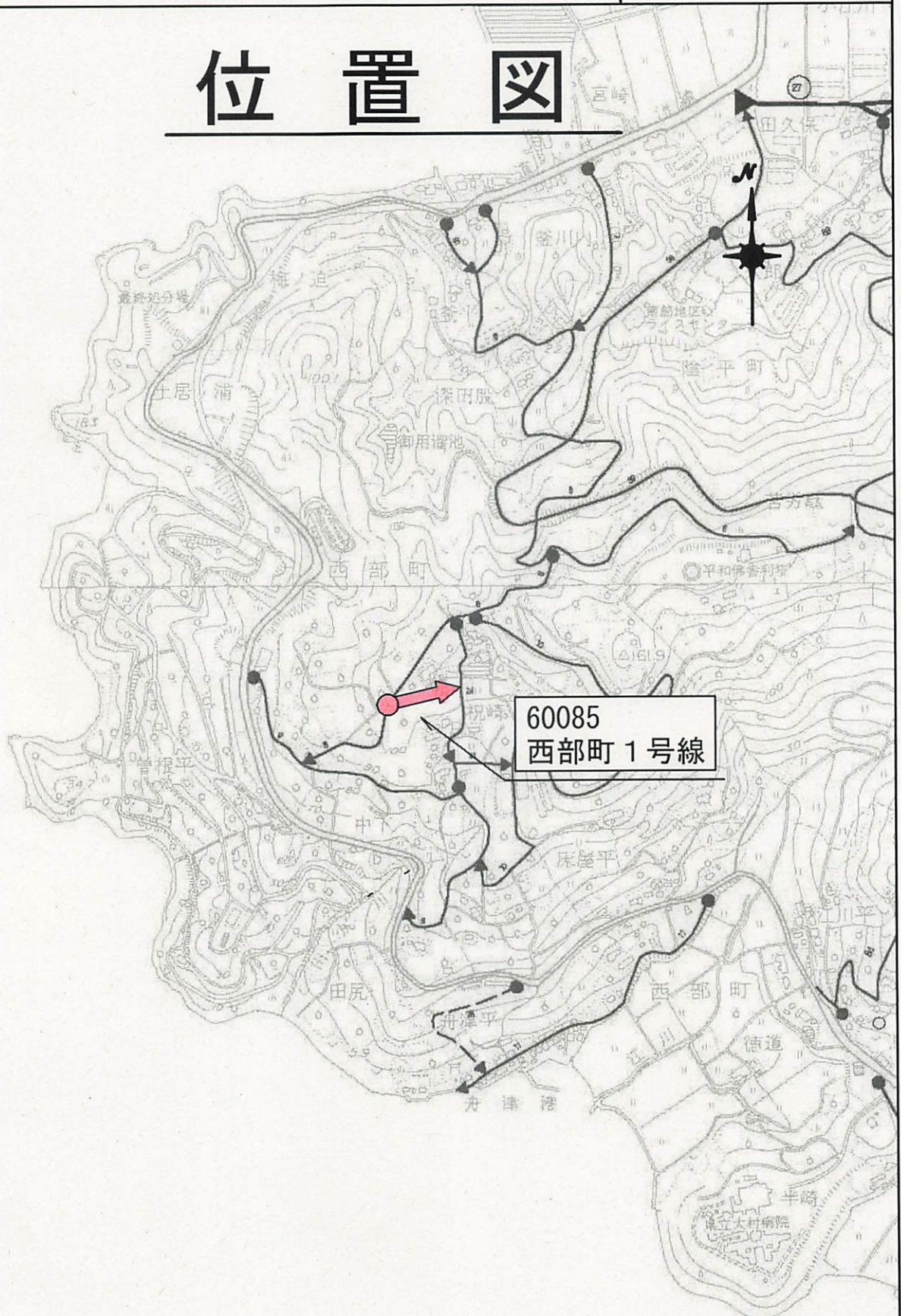


位置図





位置図



公用車の交通事故について（第 69 号議案関係）

1 経緯

令和 6 年 6 月 12 日午後 1 時 20 分頃、本市福祉保健部会計年度任用職員が、大村市東本町 287 番地付近の交差点において、公用車（リース車）を右折させる際、右方から直進してきた XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の左側面に当該公用車の左前部を接触させ、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が車両を右折させる際に右方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記 3 のとおり示談した。

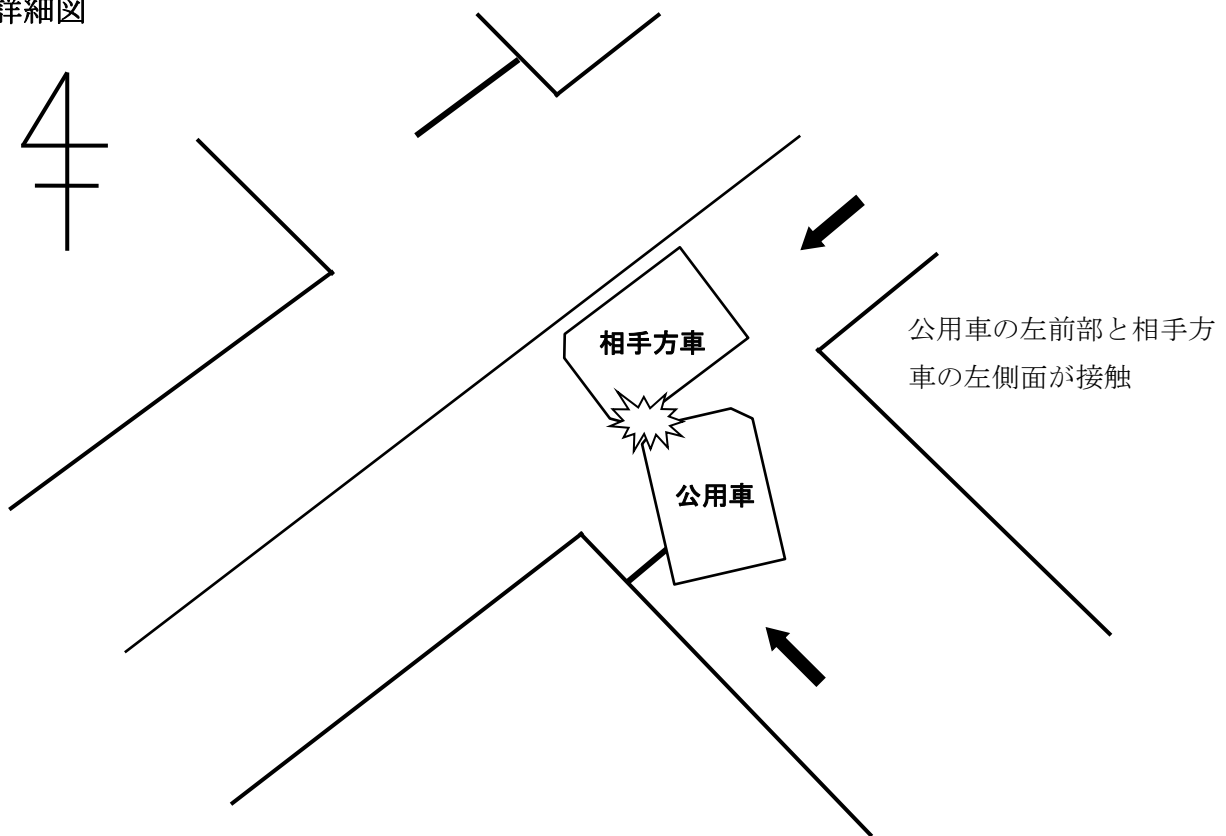
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、車両の周囲を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の 9 割に相当する額 636,975 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



工事請負契約の変更について（報告第 14 号関係）

- 1 工 事 名 よし川防潮堰躯体工事
- 2 契約の相手方 富士興産・柿山産業特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市今富町 5 6 5 番地 2
 株式会社富士興産
 代表取締役 富永 弘幸
- 3 主な変更理由 基礎工事等において、地盤が想定より強固であったため、矢板の圧入工法を変更する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年12月21日議決)	<u>179,630,000 円</u>	—	令和5年12月26日から 令和7年6月30日まで
	↓		
今回変更契約	<u>189,426,600 円</u>	9,796,600 円	同上

市営住宅の家賃の支払に係る訴えの提起について（報告第15号関係）

[事案の概要]

- (1) 相手方は、滞納した家賃の納付に関し、本市から再三にわたる催告を受けたにもかかわらず、その一部を令和5年5月19日に納付した後、全く納付に応じなかった。
- (2) そこで本市は、令和6年6月28日、相手方に対し、家賃の支払いを求めて大村簡易裁判所に民事訴訟法第382条の規定に基づく支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方から、令和6年8月9日に、督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に市による訴えの提起があったものとみなされることとなった。
- (4) 相手方からの異議の内容は、「支払督促の内容を認めた上で、家賃の分割払いについて債権者(大村市)との話し合いを希望する」というものであったが、相手方の納付履行状況、収入の状況等を踏まえ、地方自治法及び市長の専決処分事項に関する条例に基づき、令和6年8月13日に、訴えの提起についての専決処分を行った。

◆参考：民事訴訟法

（支払督促の要件）

第382条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。